

陸上自衛隊達第102-2号

船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第16条の規定に基づき、自衛隊海上輸送群の使用する船舶の就役条件審議に関する達を次のように定める。

令和7年3月24日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

自衛隊海上輸送群の使用する船舶の就役条件審議に関する達

（目的）

第1条 この達は、自衛隊海上輸送群の使用する船舶を製造し若しくは特別改造をした場合又は陸上幕僚長が必要と認めた船舶の主要性能を調査した場合の就役条件の審議に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において、「艦船」とは、自衛隊海上輸送群の使用する船舶をいう。

（委員会の設置）

第3条 第1条の規定による審議を行うため、委員会を設置する。

（委員会の組織）

第4条 委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

2 委員長は、陸上幕僚監部の部長、課長若しくはこれらに準ずる者又は1等陸佐である班長のうちから陸上幕僚長が指定する。

3 委員は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる職員のうちから指定する者をもって充てる。なお、その他の関係部隊等については、必要に応じ、指定する。

指定者	指定対象者
陸上幕僚長	陸上幕僚監部の職員
自衛隊海上輸送群司令	当該艦船の乗員又は装員

（委員長の任務）

第5条 委員長は、次に掲げる事項を記入した審議実施要領を作成し、陸上幕僚長に報告するとともに関係者に通報しなければならない。

- (1) 審議予定期日
- (2) 審議項目
- (3) 審議委員の担当区分
- (4) 委員長及び委員の公試立合予定

2 委員長は、審議実施要領に基づいて審議会を開催し、審議の結果を取りまと

めるものとする。

(委員の任務)

第6条 委員は、公試又は調査の成績に基づいて、主として次の事項を審議するものとする。ただし、特別改造の場合にあっては、特別改造によって変更する性能に関連する事項のみを審議するものとする。

- (1) 復原性能
- (2) 船体強度
- (3) 運動性能
- (4) 防御性能
- (5) 一般ぎ装に関する性能
- (6) 兵装ぎ装に関する性能
- (7) 乗員関係

2 委員は、次により公試に立合うものとする。

(1) 艦船を製造する場合

- ア 完成重心公試
- イ 動揺公試
- ウ 旋回公試
- エ 終末運転公試
- オ 主要兵装公試
- カ その他委員長の必要と認めた公試

(2) その他の場合

委員長の必要と認めた公試

(審議標準)

第7条 艦船の就役審議標準は、陸上幕僚監部装備計画部長の定めるところによる。

(審議)

第8条 前条に基づいて、艦船の就役条件を審議する場合は、同型艦船の各種の公試成績を参照するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、公試（特別改造の場合を除く。）が終了したときは、速やかにその結果を陸上幕僚長に速報するものとする。

2 委員長は、艦船受領後又は調査後 15 日以内に審議会において審議した結果を陸上幕僚長に報告しなければならない。

(後日装備の場合の審議)

第10条 就役した艦船に後日装備を行った場合の就役条件の審議は、特令のある場合を除き、当該艦船の長が、立合の陸上幕僚監部職員及び監督官又は監督担当の係官の協力を得て行うものとする。

- 2 前項の規定により審議を行った艦船の長は、速やかにその結果について順序を経て陸上幕僚長に報告するものとする。

附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。